

(スペイン民法) 全国通訳案内士 (元司法書士) 古閑次郎

このページの上位ページは、<http://www.kokansihoo.com/codigocivil.html> です。

(令和4年10月見直し修正)

### 第3編 第3章：相続

(総則)

第657条 ある者の相続(財産)に対する権利はその者の死亡のときから移転する。

第658条 相続は遺言で表明された(人の)意思に従う。それが無い場合は、法律の規定に従う。

前者は遺言相続であり、後者は法定相続である。

また、ある部分は人の意思で、その他の部分は法律に従わせることができる。

第659条 相続財産は、ある者の全ての財物、権利および債務でその者の死亡で消滅しないものを含む。

第660条 包括名義で相続する者を相続人と呼び、特定名義で相続する者を受遺者と呼ぶ。

第661条 相続人は、死亡者を単にその死亡の事実でその全ての権利と義務を相続する。